

もんじゅ安全性調査検討専門委員会の設置および開催（第1回）について

高速増殖原型炉もんじゅの安全性について、県民の視点に立ち技術的、専門的な立場から調査検討を行うため、もんじゅ安全性調査検討専門委員会を設置するとともに、第1回委員会を下記の通り開催する。

記

1. 日 時 平成13年 8 月 1 日(水) 午前10時00分～11時00分

2. 場 所 福井県国際交流会館 3 F 特別会議室
福井市宝永 1 丁目 1 - 1 (0776)28-8800

3. 議 題

- 1) 委員会の設置について
- 2) 今後の委員会の進め方について
- 3) その他

4. その他

1) 議事概要の公開

委員会終了後、議事録の概要を取りまとめ、委員の了解を得た後、原子力安全対策課のホームページへの掲載を行う。

2) 一般の傍聴について

- ・本委員会是一般に公開する形で行います。
- ・傍聴席は約 4 0 席を予定しています。傍聴を希望される方は、当日午前 9 時 3 0 分までに 3 階特別会議室前の受付にお越しください。

午前 9 時 3 0 分時点で予定数を超えていた場合は、その時点までにお集まりいただいた方の中から抽選とさせていただきます。

午前 9 時 3 0 分時点で予定数を越えていない場合は、先着順とさせていただきます。

添付資料 : もんじゅ安全性調査検討専門委員会設置要綱

< 委員名簿 >

氏 名	現 職
若 林 二 郎	京都大学名誉教授
児 嶋 眞 平	福井大学学長
柴 田 俊 夫	福井工業大学教授
中 込 良 廣	京都大学原子炉実験所教授
堀 池 寛	大阪大学教授
榎 田 洋 一	名古屋大学教授

もんじゅ安全性調査検討専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の安全性について、県民の視点に立ち技術的、専門的な立場から調査検討を行うため、もんじゅ安全性調査検討専門委員会（以下「もんじゅ委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議する。

- (1) ナトリウム漏えい対策等の改善工事を含む「もんじゅ」全体の安全性に関する事項
- (2) その他もんじゅ委員会の目的を達成するために必要な事項

(もんじゅ委員会の構成)

第3条 もんじゅ委員会は、学識経験者の中から別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 もんじゅ委員会には、座長を置き、委員の互選により選任する。

(運営)

第4条 もんじゅ委員会は座長が招集する。

- 2 もんじゅ委員会での審議は、原則として公開とする。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(県民意見の募集等)

第5条 「もんじゅ」の安全性に関する県民の意見を把握し、もんじゅ委員会での審議に反映させるため、県民の意見を聞くものとする。

県民意見の募集、その他「県民の意見を聴く会」等、委員会が必要と認めるものについては、別に定める。

(事務局)

第6条 このもんじゅ委員会の事務局は、福井県県民生活部原子力安全対策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、もんじゅ委員会に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年7月19日から施行する。